

川崎市「脱炭素行動宣言」実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市と川崎温暖化対策推進会議が共同で実施する川崎市「脱炭素行動宣言」(以下「脱炭素行動宣言」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 脱炭素行動宣言を通じて、脱炭素社会の実現に向けた事業者・団体等の取組を支援することで、更なる取組の推進及び取組の裾野の拡大を図り、もって市内における脱炭素行動の活性化につなげる。

(定義)

第3条 この要綱において、「事業者・団体等」とは、市内において活動を行う企業、法人、NPO団体、市民団体、教育・研究機関等をいう。

(申請事業者・団体等の要件)

第4条 制度の対象となる事業者・団体等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内において活動を行う事業者・団体等であること。
- (2) 法人市民税及び事業所税の滞納がないこと。
- (3) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと。
- (5) その他関係法令等に違反する重大な事実がないこと又は社会通念上、認証するにふさわしくないと判断される事由がないこと。

(認証の申請)

第5条 申請は、次に掲げる書類を事業者・団体等が市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 「脱炭素行動宣言」申請書(第1号様式)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(認証基準)

第6条 認証は、提出された「脱炭素行動宣言」申請書に基づき、脱炭素社会の実現に向けて具体的な取組の目標が定められていることを要件とし、市長が行うものとする。

(認証の通知)

第7条 市長は、認証を決定した事業者・団体等に「脱炭素行動宣言」認証書（第2号様式）を交付するものとする。

（認証の期限）

第8条 認証の有効期間は、認証をした日から令和12年（2030年）度末までとする。

（取組結果報告）

第9条 事業者・団体等は、原則、4月末日までに前年度の取組結果を「脱炭素行動宣言」取組結果報告書（第3号様式）より市長に提出しなければならない。

（認証の変更）

第10条 事業者・団体等は、申請内容に変更があった場合は、「脱炭素行動宣言」変更届出書（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

（認証の辞退）

第11条 事業者・団体等は、第4条に規定する要件を満たさなくなったとき又は認証を継続する意思がないときは、「脱炭素行動宣言」辞退届出書（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

（認証の取消し）

第12条 市長は、認証事業者・団体等が第4条に規定する要件を満たさないことが明らかになったとき又は認証事業者・団体等として適当でないとき、認証を取り消すことができる。

（取組状況の把握）

第13条 市長は、取組状況の把握をするため、必要に応じて認証事業者・団体等に聴き取り及び現地調査を実施するほか、取組状況が確認できる書類等の提出を求めることができるものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月26日から施行する。

(宛先)川崎市長

「脱炭素行動宣言」申請書

1. 概要

(ふりがな) 企業・団体名		
形態		その他:
業種		
所在地		
(ふりがな) 代表者役職・氏名		
担当者氏名		
電話番号		
メールアドレス		
ホームページURL		

2. 宣言文(取組期間、取組内容、目標など)

2050年の脱炭素社会の実現に向けて、「20__年」までに 「 」 していきます。
--

※こちらの記載内容が(第2号様式)に反映されます。

3. 脱炭素社会の実現に向けて現在行っていること(もしくは今後行いたいこと)

--

4. その他(下記内容にチェックしてください)

- 本制度における認証の手続については川崎市「脱炭素行動宣言」実施要綱(以下、「要綱」という。)の定めに従います。
- 申請書の記載内容に相違がなく、市ホームページ上で、企業・団体の名称等(上記1の太枠内及び2・3の記載内容)が公開されることに同意します。
- 法令等を遵守した活動を行っています。
- 要綱第4条第2号に規定する税の滞納はありません。
- 要綱第4条第3号に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではありません。また、同条第4号に規定する行為をしていません。
- 川崎市内で活動しています。
- 認証書は認証したことを示す書類であり、権利義務等を証明する書類には該当しないことに同意します。
- 暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

- 認証書の送付について、所在地以外を希望する
認証書送付先

(〒)	
-----	--



「脱炭素行動宣言」 認証書

2050年の脱炭素社会の実現に向けて、
「20 年」までに
「 」していきます。

認証日 年 月 日

有効期限日 2031年3月31日

名称

2050年の脱炭素社会の実現に向けて、一丸となって取り組みましょう

川崎温暖化対策推進会議会長 足立 芳寛

川崎市長 福田 紀彦



「脱炭素行動宣言」取組結果報告書

年 月 日

(宛先)川崎市長

取組内容 (「脱炭素行動宣言」申請書に記載いただいた宣言文についてご記入ください。)	取組結果
2050年の脱炭素社会の実現に向けて、「20 年」までに 「 」していきます。	

<届出担当者>

企業名・団体名

担当者氏名

担当者連絡先

第4号様式

「脱炭素行動宣言」変更届出書

年 月 日

(宛先)川崎市長

企業・団体名

代表者役職・氏名

「脱炭素行動宣言」実施要綱第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 認証日 年 月 日

2 変更日 年 月 日

3 変更内容

変更事項	変更前	変更後

<届出担当者>

企業・団体名

担当者氏名

担当者連絡先

第5号様式

「脱炭素行動宣言」辞退届出書

年 月 日

(宛先)川崎市長

企業・団体名

代表者役職・氏名

「脱炭素行動宣言」実施要綱第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 認証日 年 月 日

2 辞退日 年 月 日

3 辞退理由

<届出担当者>

企業・団体名

担当者氏名

担当者連絡先